

土佐市立土佐南中学校「学校いじめ防止基本方針」

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校生徒が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために「学校いじめ防止基本方針」を策定した。

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(いじめの定義)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法：平成25年法律第71号）

(基本理念)

- いじめの防止等のための対策は、いじめがすべての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のため対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童生徒等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

生徒は、いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発を防止する。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの防止

- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び人権教育、体験活動等の充実を図る。
- ・生徒会や専門委員会を中心とした「いじめ防止」にかかるキャンペーン等を実施し、生徒の自治的な活動により校内のいじめ防止の雰囲気を醸成する。
- ・いじめ防止や学級の人間関係を円滑にするための必要な措置として、特に各学期はじめには道徳、特別活動の時間等を利用して、「仲間づくり・人間関係づくり」を強化する期間とする。
- ・保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う活動に対する支援を行う。

② いじめの早期発見のための措置

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的ないじめに関する調査を年2回実施するとともに、別途行うQ-Uアンケートや心のアンケート等により情報収集を継続して行う。
- ・毎月第一月曜日には、生徒理解に特化した短時間の職員会を実施し（これをFMdayとする）、気になる生徒の様子について教職員全体で共有する。
- ・上記アンケート後に、気になる生徒や課題に関しては、学級担任が面談を実施する。
- ・生徒及び保護者がいじめ等に係る相談を行うことができるよう、スクールカウンセラー（以下

SC) の活用をはじめとする教育相談体制の整備を行う。

③ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- ・いじめの防止等のための対策に関する生徒理解研修を夏季休業中の研修職員会に位置づけ、いじめの防止や仲間づくり等に関する職員の資質向上を図る。

④ インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）に対する対策

- ・生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他インターネット等を通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネット等を利用したいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として情報モラル教室等を行う。

「いじめ防止のための基本的な姿勢」

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作ります。
- 生徒、教職員の人権感覚を高めます。
- 生徒と生徒、生徒と教職員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。
- いじめ問題を早期発見するとともに、事案のある場合は適切な指導を行い、問題を早期に解決します。
- いじめ問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

(2) いじめ防止等に関する措置

① 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

- ・いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

<構成> 校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、学年主任

(必要により SC、土佐市育成センター指導員、当該学級担任を加える)

<活動> アンケート調査並びに教育相談に関すること。

いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。

いじめ事案に対応すること。

<開催> 月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

② いじめ等に対する措置

- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への指導・助言を継続的に行う。
- ・いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられる配慮として、必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、土佐市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事案への対処

生命・心身・財産に重大な被害が生じた疑い、及び相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

① 重大事態が発生した旨を、土佐市教育委員会に速やかに報告する。

② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及び対応や措置を適切に行うため、「いじめの早期発見・防止に関する取組に関すること。」の項目を学校評価に加え、適正に自校の取組を評価する。